⑶　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の６第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の包括免許の番号を記載すること。

⑷～⑺　［略］

18　17、19、27及び29の欄は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

19　18の欄は、次の事項を記載すること。

⑴　電気通信業務を行う特定無線局

［ア　略］

イ　運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及び算出根拠

⑵　電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局

運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

20　20の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

⑴　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例）　対地静止衛星軌道　東経135°　緯度の変動幅　±0.2°　経度の変動幅　±0.1°

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）

21　21の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、⑴及び⑵に関する記載を省略することができる。

［⑴～⑶　略］

22　22の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例）　何地球局　何国何州何市内

23　23の欄は、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例）　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市内

24　24の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

［⑴　略］

⑵　本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

（記載例）　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市内

⑶　申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャネルの選択、空中線電力の制御

⑸　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の５第３項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である包括免許の番号を記載すること。

⑹～⑼　［同左］

21　20、22、30及び32の欄の記載は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

22　21の欄は、次の事項を記載すること。

⑴　［同左］

［ア　同左］

イ　運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及び算出根拠

⑵　電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局運用開始の日（再免許の申請の場合にあつては再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

23　23の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

⑴　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。）

（記載例）　対地静止衛星軌道　東経135°　経度の変動幅　±0.1°　緯度の変動幅　±0.2°

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（コード表により記載することができる。）

24　24の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、⑴及び⑵に関する記載を省略することができる。

［⑴～⑶　同左］

25　25の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例）　何地球局　何国何州何市

26　26の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例）　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市

27　27の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

［⑴　同左］

⑵　本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

（記載例）　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市

⑶　申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御